事　務　連　絡
令和４年１２月１２日

各 所 属 所 長　　殿

公立学校共済組合香川支部
事務長　　小　谷　佳　嗣

令和４年１０月地方公務員共済組合制度における非常勤職員への
適用拡大における臨時的任用職員の待機者登録について（通知）

このことについて、令和４年１０月１日に地方公務員共済組合制度における非常勤職員への適用拡大が図られたことで、臨時的任用職員は一般組合員から短期組合員へ組合員種別の変更が行われました。これにより、臨時的任用職員の年金制度の適用は、公立学校共済組合から日本年金機構へと変更され、公立学校共済組合の待機者として登録されることとなりました。（健康保険は公立学校共済のまま）

つきましては、下記の留意事項を貴所属の臨時的任用職員にお知らせいただきますようお願いします。

記

① 臨時的任用職員には令和４年９月３０日までの公立学校共済組合の加入記録を登録したのち「年金待機者登録通知書」が自宅宛て送付されますので、大切に保管してください。

② 「年金待機者登録通知書」の送付先住所は、登録時点での公立学校共済組合への届け出住所です。住所変更がある場合は、公立学校共済組合香川支部あて届け出てください。また、待機者登録された住所は公立学校共済組合本部あて別途届け出る必要があります。「年金待機者登録通知書」に同封される「年金待機者異動報告書」を公立学校共済組合本部年金部あて送付してください。

③ 待機者登録は、令和４年１２月中旬以降順次行います。審査等のため「年金待機者登録通知書」がお手元に届くまでには所要の時間を要します。ご理解くださいますようお願いします。

（担当）公立学校共済組合香川支部
共済グループ
年金担当　磯崎・久保
ＴＥＬ：０８７－８３２－３７９５